

船橋市心身障害者一時介護事業に係る福祉団体に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市心身障害者一時介護料の助成に関する規則（平成6年船橋市規則第41号。以下「規則」という。）及び船橋市心身障害者一時介護事業補助金交付に関する要綱（平成15年3月3日施行。以下「要綱」という。）の基準に関し、必要な事項を定める。

(福祉団体)

第2条 規則第2条第4号及び要綱第2条第3号に定める福祉団体は、船橋市内に居住する心身障害者の福祉向上に役立つ活動を日常的に展開する団体であって、次に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 心身障害者の福祉に係る事業を計画的かつ継続的に実施し、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約又は会則を有すること。
- (3) 役員についての規定があること。
- (4) 自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。

2 福祉団体の実施主体は、民間団体であって営利を目的とする団体又は公共的団体は除くものとする。

附 則

この基準は、改正後の船橋市心身障害者一時介護料の助成に関する規則が公布された日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月19日から施行する。